

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (センター長) 第4条 環境安全管理センター長(以下「センター長」という。) は、<u>教育研究評議会の意見を参考にして</u>、学長が任命する。 2 (略)</p>	<p>本則 (センター長) 第4条 環境安全管理センター長(以下「センター長」という。) は、学長が任命する。 2 (略)</p>	<p>学内施設等の長の 任命プロセスの明 確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日環規則第1号)
 この規則は、令和4年1月31日から施行する。